

出店利用規約

1.目的

一般社団法人中間市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、管理運営を行う中間市社会体育施設で行われるイベントや各種大会参加者及び利用者等の利便性の向上や利用促進を図るため、中間市社会体育施設のスペースを活用し移動販売車及び臨時売店（以下「キッチンカー等」という。）にて、中間市社会体育施設の魅力を高めることを目的とする。

2.出店条件

- ①食品衛生責任者がいる事業者様であること。（飲食店営業の店舗）
- ②出店許可申請書及び誓約書を提出すること。
- ③保健所等必要関係機関への申請は、出店者各自で行うこと。（営業許可写しを提出）
- ④保健所が許可した商品のみを販売すること。
- ⑤食品営業賠償保険等に参加していること。
- ⑥保健所が定める、適切な衛生管理等ができること。
- ⑦使用するキッチンカー等は、自動車保険（任意保険）に参加していること。

3.キッチンカー等申請の禁止事業者

個人、法人または任意団体及びその代表者もしくは個人が次のいずれかに該当する場合は、申請することができない。

- ①制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- ②破産者であって、復権していない者
- ③懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ④禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
- ⑤申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑥集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑦住民税等の税金を滞納している者
- ⑧暴力団関係者及びその繋がりとされる者

4.その他留意事項

- ①キッチンカー等の搬入、搬出は出店者各自で行うこと。
 - ②参加者及び利用者等の移動の妨げとならないようにすること。
 - ③電力、水その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。
 - ④出店時にはゴミ箱を設置し、責任を持って各自で持ち帰ること。
 - ⑤販売終了後は、設置前と同じに戻すこと。（原状回復すること。）
- なお、出店者の責めに帰する理由により、中間市社会体育施設の全部又は一部を損傷等したときは、その損害額に相当する金額を賠償すること。
- ⑥キッチンカー等及び販売品の事故・破損等がありましても当協会は一切その責めを負わないものとする。
 - ⑦出店者の調理の不注意により、食中毒が発生した場合等の対処は、出店者の持つ賠償保険で対応すること。
 - ⑧販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。

- ⑨酒類の販売は原則として行わないこと。
- ⑩食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症予防対策を徹底すること。
- ⑪調理に火気を使用する場合、必ず消火器（ホース付き）を設置すること。ただし、施設内は火気厳禁とすること。（消火器を準備していない場合は火気及び発電機の使用をお断りします。）
- ⑫BGM等の音楽や音響設備等による呼び込み等を行わないこと。
- ⑬キッチンカー等事業者は、協会の出店場所の調整に誠意をもって対応すること。
- ⑭飲食関係は必ず保健所の許可を受けること。
- ⑮各施設の条例、規則又は、要綱に規定するもののほか、当協会が必要と判断する事項を遵守すること。
- ⑯当協会の指示に背いたり、許可内容に反した場合は、当該許可を取り消す場合があること。

5.出店料

一日 3,000 円（税込）

※お支払いは、出店日当日に中間市体育文化センター受付窓口にて現金でお支払いすること。（現金のみ）

※一度納入された出店料は、主催者の判断で開催が中止になる場合を除き、一切お返しはできかねること。

6.お問合せ

〒809-0014 福岡県中間市蓮花寺三丁目 1 番 5 号
TEL/FAX：093-246-2800